

自立型ソーラースタンド普及促進事業補助金交付要綱

(制定) 平成 29 年 6 月 23 日付 29 都環公総地第 529 号理事長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、自立型ソーラースタンド普及促進事業実施要綱（平成29年4月24日付29環地次第33号。以下「実施要綱」という。）第5 3の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する自立型ソーラースタンド普及促進事業（以下「本事業」という。）における補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 自立型ソーラースタンド 電力系統と接続せず、太陽光発電システムからの電気のみで携帯電話の充電が可能なLED照明を備えたソーラースタンド
- 二 避難所等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定された指定緊急避難場所又は同法第49条の7第1項の規定により指定された指定避難場所、公園、公共施設、学校その他の災害発生時に人が集う蓋然性が高い場所
- 三 公衆無線LAN設備 電波でデータの送受信を行う構内通信網を利用してインターネットへ接続するサービスを提供する設備
- 四 リース契約 本補助金の交付対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）の所有者である貸主が、当該補助対象設備の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり当該補助対象設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該補助対象設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。
 - ア リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないこと。
 - イ 借主が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
- 五 割賦販売 補助対象設備の所有者である売主が、当該補助対象設備の買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該補助対象設備の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該補助対象設備の所有権が売主に留保されることを条件に、当該補助対象設備を販売することをいう。

六 リース事業者 リース契約又は割賦販売の契約（以下「リース契約等」という。）に基づき、補助対象設備のリース又は販売（以下「リース等」という。）を行う者をいう。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、都内において、次条の補助対象設備を平常時に人が滞留又は往来する蓋然性の高い避難所等に整備し、当該補助対象設備を無償で提供する事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する都内の区市町村又はこれらの者と当該補助対象設備に係るリース契約等を締結したリース事業者であって、次に掲げるものを除いたものとする。

- （1） 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）
- （2） 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- （3） 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- （4） 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの
- （5） 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないものとする。

（補助対象設備）

第4条 補助対象設備は、次のとおりとする。

（1） 次の全ての要件を満たす自立型ソーラースタンド

- ア 避難場所の表示等防災用の標識又は看板（ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムであるデジタルサイネージを含む。）を備えたものであること。
- イ 太陽光発電システムからの電気を夜間や停電時にも利用可能とするための蓄電池を備えたものであること。
- ウ 別表第1中①から④までに掲げる充電専用端子をそれぞれ複数有し、同時に複数台の携帯電話の充電が可能なものであること。
- エ 非常用電源として活用可能であることを表示しているものであること。
- オ 会社の提供するピクトグラムを掲出しているものであること。
- カ 未使用品であること。

（2）（1）と一体として設置する次に掲げる設備（（1）に付属するものに限る。）

- ア 公衆無線 LAN 設備
- イ 発電量を表示する設備等太陽光発電の普及啓発となる設備

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の設置に要する次の経費とする。ただし、補助対象者が区市町村の場合にあつては消費税及び地方消費税相当分の額を含み、補助対象者が都内の区市町村と補助対象設備に係るリース契約等を締結したリース事業者の場合にあつては消費税及び地方消費税相当分の額を除く。また、補助対象経費の中に補助対象事業者の自社製品の調達分又は補助対象事業者に関係する者からの調達分がある場合は、本補助金の交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を補助対象経費とするものとする。

ア 設計費（設備の設計等に要する経費をいう。）

イ 設備費（設備の購入等に要する経費をいう。）

ウ 工事費（補助対象設備の設置工事に要する経費をいう。）

エ 使用料及び賃借料（補助対象設備の使用に伴い生じるリース契約等に基づく費用をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、次の経費は補助対象経費としない。

ア 第8条第1項の規定により公社が交付決定をした日の前に契約締結したものに係る経費

イ 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は補助対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、都の予算の範囲内において、補助対象経費の合計額（補助対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつては、補助対象経費の額から当該補助金の額を控除した額）とする。ただし、補助対象設備1台当たり1千万円、かつ区市町村ごとに3千万円を上限額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助対象事業に係る予算の措置に関する手続きがなされた後、平成29年6月26日から平成30年1月31日までに補助金交付申請書（第1号様式）及び別表第2に掲げる書類を公社に提出するものとする。

2 前項の場合において、都内の区市町村と補助対象設備に係るリース契約等を締結したリース事業者が本事業を実施しようとする場合は、前項の規定による提出（以下「交付申請」という。）は、当該リース事業者及び当該リース事業者とリース契約等を締結した都内の区市町村が共同で行わなければならないものとする。

3 前項の規定は、第11条第2項、第12条、第13条第1項、第16条第2項、第17条第1項、第18条第1項、第20条第1項、第22条第3項、第26条第1項第2号の規定により申

請書等を公社に提出する場合に準用する。

(補助金の交付決定)

第8条 公社は、本補助金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容を審査し、補助対象事業に係る予算の措置状況について確認の上、公社の基金の範囲内で本補助金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、交付申請をした補助対象者に対し、前項の決定において、本補助金を交付する場合にあっては補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付とする場合にあっては補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、その旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 公社は、前条第1項の規定による本補助金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により本補助金の交付決定の通知を受ける補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 補助事業者は、本要綱並びに本補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業（補助対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により本補助金の交付決定の通知を受けた当該補助対象事業をいう。以下同じ。）により取得した財産（以下「取得財産等」という。）を管理すること。
- 二 補助事業者は、公社が補助事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- 三 補助事業者は、再生可能エネルギーに関する取組の検討の参考として、都又は公社から工事の内容等に関する情報を提供するように求められた場合は、これに協力すること。
- 四 補助事業者は、都又は公社が再生可能エネルギーの普及啓発に係る事例として、補助事業者名、補助事業者名、所在地、補助事業の内容等を公表しようとする場合は、これに同意すること。
- 五 補助事業者がリース事業者の場合にあっては、リース料又は割賦販売価格について、本補助金の交付額に相当する金額が減額されていること。
- 六 前各号に掲げる事項のほか、補助事業の実施に当たり、本要綱又は実施要綱その他の法令の規定を遵守すること。

(契約等)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収又はその他の方法により、競争に付さなければならない。

(事業開始に伴う届出)

第11条 補助事業者は、第8条第2項の交付決定通知書を受領した日から速やかに、補助事

業に着手しなければならない。ただし、補助事業の着手が著しく困難であると公社が認める場合はこの限りでない。

- 2 補助事業者は、補助事業に着手した日から速やかに、補助事業開始届（第4号様式）及び別表第3に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

（申請の撤回）

第12条 補助事業者は、第8条第1項による本補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第2項の本補助金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に、補助金交付申請撤回届出書（第5号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

（補助事業の計画変更に伴う申請）

第13条 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助事業計画変更申請書（第6号様式）を提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 一 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- 二 補助対象経費の内訳を変更しようとするとき。
- 2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。ただし、補助対象経費の増額は承認しないものとする。
- 3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
- 5 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第14条 公社は、本補助金の交付決定後、天災地変その他本補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合においては、本補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（債権譲渡の禁止）

第15条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

- 2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（工事遅延等の報告）

第 16 条 補助事業者は、第 7 条第 1 項の規定により提出した事業実施計画書又は第 13 条第 1 項の規定により提出し、同条第 2 項の規定により承認を受けた補助事業計画変更申請書の内容に基づき工事等を進捗させるよう努めなければならない。

2 補助事業者は、やむを得ない事由により工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書（第 7 号様式）を提出しなければならない。

3 公社は、前項の工事遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該補助事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（補助事業の廃止）

第 17 条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業を廃止しようとするときは、速やかに補助事業廃止申請書（第 8 号様式）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る補助事業の廃止を承認するものとする。

3 公社は、前項の規定による承認をするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、第 2 項の承認をしたときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

5 公社は、第 2 項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

（実績の報告）

第 18 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第 9 号様式）及び別表第 4 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 前項の提出は、平成 30 年 2 月 28 日までに提出しなければならない。

3 前項の提出について、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあつては、公社が認める期間までに行うものとする。

（補助金の額の確定）

第 19 条 公社は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の内容が第 8 条第 1 項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本補助金の額を確定し、その旨を当該補助事業者に対し、補助金額確定通知書（第 10 号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定により確定する本補助金の額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、第 8 条第 2 項の交付決定通知書に記載した交付決定額（変更された場合にあつては、変更された後の額）とのいずれか低い額とする。

（本補助金の交付）

第 20 条 補助事業者は、前条の規定により本補助金の額の確定の通知を受け、本補助金の交

付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第 11 号様式）を提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の補助金交付請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認めたものについて、本補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 21 条 公社は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 8 条第 1 項に規定する本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - 二 交付決定の内容又は目的に反して本補助金を使用したとき。
 - 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - 四 交付決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - 五 その他本補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は本交付要綱の規定に違反したとき。
- 2 公社は、前項の規定により取消しをした場合は、速やかに当該補助事業者へ通知するものとする。

（本補助金の返還）

第 22 条 公社は、補助事業者に対し、第 14 条又は前条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本補助金があるときは、当該補助事業者に対し、期限を付して当該本補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により本補助金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本補助金を公社に返還しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定により本補助金を返還したときは、公社に対し、補助金返還報告書（第 12 号様式）を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第 1 項の規定による違約加算金及び第 24 条第 1 項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

（違約加算金）

第 23 条 公社は、第 21 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、補助事業者に対し前条第 1 項の規定により返還請求を行ったときは、当該補助事業者に対し、本補助金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

第 24 条 公社は、補助事業者に対し、第 22 条第 1 項の規定により本補助金の返還を請求した場合であって、補助事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該補助事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(補助金等の一時停止等)

第 25 条 公社は、補助事業者に対し、本補助金の返還を請求し、補助事業者が当該本補助金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき補助金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

(財産の管理及び処分)

第 26 条 補助事業者は、補助事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の管理及び処分（本補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければならない。

一 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、善良な管理者の注意を持って管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとし、処分をしてはならない。

二 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものであって法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（第 13 号様式）により公社の承認を受けること。

2 公社は、前項の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合には、補助事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日付 26 都環公総地第 6 号）第 3 2 に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を請求するものとする。

3 補助事業者は、前項の規定により算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

4 公社は前項の規定により、補助事業者から算出金が納付され、処分を承認したときは速やかに財産等処分承認通知書（第 14 号様式）により、通知するものとする。

(補助事業の経理)

第 27 条 補助事業者は、補助事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

2 補助事業者は、前項の書類について、第 18 条第 1 項の規定により実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から 6 年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第 28 条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、本事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(指導・助言)

第 29 条 公社は、本事業の適切な執行のため、補助事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報取扱い)

第 30 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た補助事業者等に係る個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び他の地方公共団体が行う補助金等の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た補助事業者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集しない。

(その他)

第 31 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

附 則 (平成 29 年 6 月 23 日付 29 都環公総地第 529 号)

(施行期日)

この要綱は、決定の日から施行する。

別表第1（第3条関係） 充電専用端子一覧（差し込み側）

①	Lightning コネクタ
②	microUSB（タイプ B）端子
③	FOMA 対応の携帯電話に用いる端子
④	CDMA 対応の携帯電話に用いる端子

別表第2（第7条関係） 交付申請に必要な書類

No.	提出書類	様式番号	備考
1	補助金交付申請書	第1号様式	
2	事業実施計画書	第1-1号様式	
3	事業経費内訳書	第1-2号様式	
4	予算措置状況報告書	第1-3号様式	
5	設置場所の平面図、設備の配置図及び周辺状況が分かる写真	添付資料1	
6	印鑑証明書の原本	添付資料2	リース事業者である場合に提出すること。
7	納税証明書(直近1か年分)	添付資料3	リース事業者である場合に提出すること。
8	会社・団体概要	添付資料4	リース事業者である場合に提出すること。
9	見積書・発注内訳書	添付資料5	
10	設備の発注仕様図	添付資料6	
11	設備に設置する看板の拡大図	添付資料7	
12	工事に係る工程表	添付資料8	
13	利用許可書、賃貸借契約書等の写し	添付資料9	補助対象事業者と補助対象設備を設置する施設の所有者が異なる場合に提出すること。
14	国等の補助金等において受領した交付決定通知書等(写)	添付資料10	・国等の補助金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出すること。
15	その他公社が必要と認める書類	添付資料11	必要な場合に提出すること。

別表第3（第11条関係） 事業開始時に必要な書類

No.	提出書類	様式	備考
1	補助事業開始届	第4号様式	
2	事業経費内訳書	第1-2号 様式	申請時から変更があった場合に 提出すること。
3	見積書若しくは入札経過調書	添付資料1	
4	リース契約書及びリース計算書(写)	添付資料2	リース事業者である場合に提出 すること。
5	工事契約書(写)	添付資料3	
6	納入仕様書(写)	添付資料4	
7	工事に係る工程表	添付資料5	
8	その他公社が必要と認める書類	添付資料6	必要な場合に提出すること。

別表第4 実績報告時に必要な書類（第18条関係）

No.	提出書類	様式	備考
1	実績報告書	第9号様式	
2	事業経費内訳書	第1-2号様式	
3	検収調書(写)	添付資料1	
4	竣工図及び納品書(写)	添付資料2	
5	工事記録写真	添付資料3	
6	試運転結果報告書(写)	添付資料4	
7	補助対象経費の積算のとおり事業を完了したことを示す書類	添付資料5	
8	リース契約書及びリース計算書(写)	添付資料6	リース事業者である場合に提出すること。
9	国等の補助金等において受領した交付額確定通知書等(写)	添付資料7	<ul style="list-style-type: none"> ・国等の補助金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・実績報告書提出時に国等の交付額決定通知書の受領が間に合わない場合は、公社に相談すること。
10	その他公社が必要と認める書類	添付資料8	必要な場合に提出すること。